

令和3年度新分野進出・事業転換支援事業費補助金に関するよくあるご質問

Q & A (令和3年6月11日追加分)

Q 1. 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人は、補助対象になるか。

A 1. いずれも対象となりません。

本事業では、中小企業基本法に定める中小企業者及びその他これに準ずる団体として、事業協同組合、企業組合、協業組合を対象としています。

Q 2. 令和2年12月から新規事業を行うための準備を始め、令和3年9月（交付決定日以降）には、本格的に事業を開始するが、補助対象になるか。

A 2. コロナ後に始めた新規事業であれば、申請の対象となり得ます。（新規事業の本格実施に向けた各種準備（店舗改修やテスト販売等）は、事業開始とみなしません。）

ただし、実際の補助金の支給対象となる経費は、交付決定日（8月頃予定）以降に、契約・発注・納品・支払等した経費のみになりますので、ご注意ください。

<具体例>

○コロナの影響を受け、アパレルショップからパン屋に事業転換するケース

➤ 令和2年12月 店舗の改修工事に着工 ← ※補助対象外経費

令和3年 8月 本補助金の採択・交付決定

➤ 令和3年 9月 製パン用の機械を購入 ← ※補助対象経費

➤ 令和3年10月 パン屋オープン

Q 3. コロナ前から新規事業に着手している（未だ試作開発の段階で事業化には至っていない）が、補助対象になるか。

A 3. 補助対象外です。

本事業では、コロナの影響を受けて（おおよその目安として令和2年2月以降に）取り組む新規事業への進出や事業転換を補助対象としています。

Q 4. 国の「事業再構築補助金」との併用は可能か。

A 4. 内容が異なる（補助対象経費の明確な区分ができる）事業であれば、併用可能です。

ただし、同一内容で両補助金を受けることはできません。

<具体例>

○宿泊施設が新たにグランピング施設を整備し、事業を多角化（あわせて集客力を高めるためのレジャーガイド事業（釣り、登山等）を実施）するケース

✖ グランピング施設の整備費（600万円）について、国の事業再構築補助金で500万円、本補助金で100万円を申請することは不可

○ グランピング施設の整備費（600万円）について、国の事業再構築補助金で500万円、レジャーガイド事業費（150万円）について、本補助金で100万円を申請することは可能

○業務用食品の製造販売事業者が家庭用食品の製造販売事業を新規に立ち上げるケース

✖ 製造ラインと建屋の改修費（600万円）について、国の事業再構築補助金で500万円、本補助金で100万円を申請することは不可

○ 製造ラインと建屋の改修費（600万円）について、国の事業再構築補助金で500万円、家庭用食品の新商品開発費（150万円）について、本補助金で100万円を申請することは可能

Q 5. 添付書類の 1 つである確定申告書に税務署の受付印は必要か。

A 5. 税務署の收受印や受付番号の記載がある法人税申告書別表一の写や確定申告書第一表の写が必須です。

郵送などにより確定申告書をした場合は、收受印や受付番号の記載がありませんので、申告年の納税証明書の添付が必要となります。（納税証明書と確定申告書の記載内容（納税額、日付等）を照合します。）